

関係者各位

北九州市技術監理局 技術部
技術支援課長 結城 弘紀

設計業務委託検査におけるオンライン検査の試行運用について（通知）

1 月 13 日発出の国の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を受け、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等を目的に、設計業務委託検査の立会いについて、オンライン検査の試行運用を行います。

記

1 試行内容

「北九州市設計業務委託検査実施要領」に規程される「第 6 条（検査の立会い）」について下記のとおり運用するもの。

【実施要領】

第 6 条（検査の立会い）

検査員は、検査を行う場合において、当該設計業務関係職員及び受注者又はその代理人を検査に立ち合わせなければならない。

【運用】

検査の立会いについては、受発注者間の協議により、オンラインによる検査立会いも可とする。

2 試行対象

業務委託料が 500 万円を超えるもの。（技術支援課の検査対象分）

3 試行期間

本通知日から、当面の間。

4 その他

本試行を実施するにあたり必要となる通信費等の費用については、一般管理費に含むものとする。

5 問合せ先

北九州市技術監理局 技術支援課 TEL：093-582-3260
土木担当：支援第一係長 井上
設備担当：支援第二係長 寺嶋
建築担当：支援第三係長 岡松